

より多くの方々にICT活用工事を経験していただきたいことから、ICT活用工事以外の工事でも「**ICT土工1000m3未満**」のみ一定の条件でICT活用工事として**設計変更の対象**とします。

1. 「ICT活用工事」対象工事

工事発注時の特記仕様書にICT項目が記載されている工事 ※10工事程度の発注

<全選択型> 全てのプロセスが選択施工

【設計変更】実施したプロセスのみ
【工事加点】全実施は2点、一部実施は1点

+ 新たな取り組み

2. ICT活用工事以外の新たな取り組み

生活道路整備工事のうち「ICT活用工事」以外の工事について、**以下の条件でICT活用工事（土工1000m3未満）として設計変更の対象**となります。

- <適用条件>**
- ICT活用工事以外の区土木部発注の生活道路整備工事(同種工事可)
 - ICT活用工事の5つの施工プロセス全てを実施できること
 - いかなる理由でも、施工中に施工プロセス一部施工になった場合は適用工事の対象外(設計変更対象外)とする
 - 1社1回/年度とし、先にICT活用工事(土工1000m3未満)にてICT施工済みの場合は1カウントとなり、今回の対象外(共同企業体は、代表者とする)
 - 受注者からICT希望を申し出ること
 - 申出後は、札幌市ICT活用工事(土工1000m3未満)要領に基づき、協議を行うこと

<新たな取り組みモデル> 全プロセスの実施

【設計変更】全プロセスを実施した場合のみ対象
【工事加点】2点

3. 実施にあたっての注意点

新たな取り組みを実施する前に、特に下記2点の注意点をご確認ください。

! いかなる理由でも、施工中に施工プロセスが**一部施工になった場合**は活用工事の対象外となり、ICT関係の**設計変更は対象外**となります。ただし、施工プロセスの一部施行の場合でも、工事成績加点1点は対象です。

! 施工プロセスのうち「**3D出来形管理**」について
ICT土工1000m3未満は路床掘削工に用いられる工種で、その出来形管理は、管理測点においてICT機材を用い測定管理する「**断面管理**」が**基本**です。
生活道路整備工事における路床掘削の出来形管理は、日々行うものであり、**容易に実施できる必要がある**ことから、ICT使用機材は比較的扱い易いトータルステーション(TS)などが設定されています。(下記一覧の5))
断面管理は、面管理より簡易的に出来形管理を実施できるため、**従来の経費に含まれます(増額なし)**。
なお、3D出来形管理は札幌市ICT要領に記載がある方法の**面管理も可能**(下記一覧の1)などですが、**断面管理よりも実施に時間を要するものが多い**ため、**施工がし易い方法を選択**してください。また、面管理の場合の費用は、見積りにより設計変更となり、ICT実施協議書提出の段階で見積書の提出が必要です。

- <3D出来形管理の方法一覧(生活道路整備工事に関係するもののみ抜粋掲載)>**
- 1) モバイル端末を用いた出来形管理
 - 2) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
 - 3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 4) TS等光波方式を用いた出来形管理
 - 5) **TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理**
 - 6) RTK-GNSSを用いた出来形管理
 - 7) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 8) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 11) 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)
 - 12) 地上写真測量を用いた出来形管理(土工編)(案)(土工)
 - 13) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
- [札幌市ICT活用工事\(土工1000m3未満\)要領](#) ←クリックで要領へ

4. 進め方

新たな取り組みを実施する場合、下記の流れで協議等を進めます。

